

令和6年度「東京都環境影響評価審議会」第4回総会

日時：令和6年7月30日（火）午前10時～

形式：対面及びオンラインの併用方式

—— 会 議 次 第 ——

議 事

1 答申

「多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業」環境影響評価書案

「都営粕江団地建替事業」環境影響評価調査計画書

2 受理報告

【審議資料】

資料1 「多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業」環境影響評価書案について

資料2 「都営粕江団地建替事業」環境影響評価調査計画書について

資料3 受理報告

<出席者>

委員	会長	柳委員
	第一部会長	奥委員
	第二部会長	宮越委員
	飯泉委員	廣江委員
	日下委員	水本委員
	玄委員	宗方委員
	高橋委員	保高委員
	堤委員	横田委員
	羽染委員	渡部委員
	速水委員	

(16 名)

事務局 長谷川政策調整担当部長
藤間アセスメント担当課長
石井アセスメント担当課長

資料 1

令和 6 年 7 月 30 日

東京都環境影響評価審議会
会 長 柳 憲 一 郎 殿

東京都環境影響評価審議会
第一部会長 奥 真 美

「多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、令和5年12月20日に「多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、事業段階関係市町長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【騒音・振動】

施工計画では、軌道桁の架設等一部の工種で夜間工事が予定されていることから、近隣住民に対し、夜間工事の実施期間、内容等について十分な事前周知を図るとともに、環境保全のための措置を徹底し、騒音・振動による影響の低減に努めること。

【日影】

等時間日影図によれば、駅舎部および軌道部の一部の区間で日影規制の時間を超える日影が生じる地域があることから、モノレール施設の構造及び高さへの配慮を検討するとともに、影響を被る関係者との協議においては、影響の程度や対策について、資料などを用いて分かり易い説明に努めること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和 5 年 12 月 20 日	評価書案について諮問
審議会	令和 6 年 3 月 22 日	現地視察
部 会	令和 6 年 5 月 14 日	質疑及び審議
部 会	令和 6 年 6 月 25 日	質疑及び審議
部 会	令和 6 年 7 月 23 日	総括審議
審議会	令和 6 年 7 月 30 日	答申

※都民の意見を聴く会は、都民からの意見書の提出がなかったため開催されなかった。

資料 2

令和 6 年 7 月 30 日

東京都環境影響評価審議会
会 長 柳 憲 一 郎 殿

東京都環境影響評価審議会
第一部会長 奥 真 美

「都営粕江団地建替事業」に係る環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「都営狹江団地建替事業」に係る環境影響評価調査計画書について

第1 審議経過

本審議会では、令和6年6月7日に「都営狹江団地建替事業」に係る環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域市長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域市長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【大気汚染、騒音・振動 共通】

事業の基本計画では、計画戸数の25%以上の駐車場を新たに設ける計画であり、入居者の利用が基本となるため、建替前の交通量と大幅な変化はないとの理由で、予測事項としていないが、新たな車両の発生集中による周辺交通量の変化が不明確であり、これらを明らかにした上で、必要な場合、関連車両の走行に伴う大気汚染及び騒音・振動の影響について予測・評価を行うこと。

【騒音・振動】

施工計画では、全体を5期に区分して工事を実施し、建設機械の稼働に伴う騒音・振動の影響については、各工期、工区毎に予測・評価を行うとしていることから、工期ごとに選定した各地点における建設機械の種類、台数、配置等予測条件について十分に検討し、周辺への影響を適切に予測・評価すること。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和 6 年 6 月 7 日	調査計画書について諮問
部 会	令和 6 年 7 月 23 日	環境影響評価の項目選定及び項目別審議 【選定した環境影響評価の項目】 大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガス 【選定しなかった環境影響評価の項目】 悪臭、水質汚濁、地盤、地形・地質、水循環、生物・生態系、風環境 総括審議
審議会	令和 6 年 7 月 30 日	答申

受 理 報 告 (7月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価調査計画書	(仮称) グローブライドみらい フィールドプロジェクト	令和6年6月20日
2 事後調査報告書	(仮称) 品川駅北周辺地区1街区、 2街区、3街区、4街区開発事業(工 事の施行中その1)	令和6年6月12日
	株式会社村尾組 成木工場採石拡張 事業(工事の施行中その2)	令和6年6月25日
	内幸町一丁目街区南地区第一種市 街地再開発事業(工事の施行中その 1)	令和6年6月25日
3 変 更 届	町田市資源循環型施設整備事業	令和6年6月11日
	虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再 開発事業	令和6年6月12日
	妙見島混合所新規破碎処理施設設 置事業	令和6年6月14日
	芳村石産株式会社採掘区域拡張事 業	令和6年6月18日

7 月 受理報告に係る助言事項一覧

報告年月日：令和6年7月30日

■事後調査報告書

(1) 事業名：(仮称)品川駅北周辺地区1街区、2街区、3街区、4街区開発事業
(工事の施行中その1)

事業者名：東日本旅客鉄道株式会社

項 目	助言事項		委員
地盤・ 水循環	1	3 街区のディープウェルは他街区と比較して極端に深くなっています (97 ページ, 表 3.1-6)。この深度の設定理由を説明して下さい。環境影響評価書では環境保全のための措置として、ディープウェルは必要に応じて最小限の範囲とする、周辺に影響を及ぼさないように揚水深度について十分な検討を行うことが示されており、実施状況を確認させて頂きたいと考えました。	宮越
地盤・ 水循環	2	3 街区を含めディープウェルの揚水深度と観測井 A~E のスクリーン深度が乖離しています。そのため、観測井 A~E では工事に伴う揚水の影響を把握できないのではないのでしょうか。揚水の影響が周辺地下水に影響を与えていないことを確認するために、既設観測井に加えて、揚水する帯水層にスクリーンを設置した観測井を揚水前に新たに設置して揚水深度の地下水位をモニタリングすべきと考えます。既に実施している場合は実施状況を説明して下さい。	宮越
地盤・ 水循環	3	事業者は「事後調査期間の地盤の変動幅は 0.001~0.013m であり、全ての地点で概ね横ばい状況 (107 ページ)」としていますが、地点 a では本報告書の掲載期間 (R2.3~R5.7) に継続した地盤の沈下傾向が認められると思います。また地盤高さの変化は観測井 A2, A3 の水位変化と関係しているようにも見えます。今後の揚水計画を教えてください。今後さらに揚水量が増加し、地下水位の低下が見込まれる場合は、これまで以上に慎重な対応が求められると思いますので質問しました。	宮越